

く、いとにぎはしき所也、

〔江戸紀聞〕江戸大意

按に、武藏七黨系圖に、秩父太郎大夫重弘が五男江戸太郎重繼と云、この重繼が時はじめて、江戸の名諸記にあらはる、をいまだ見ず、重繼が子を江戸太郎重長と云、砂石集に云、○全文在此前故略この壹岐前司と云は、則葛西壹岐守清重がことなるべし、清重は豊島權守清光が二男也、江戸は則太郎重繼がことなるべし、江戸系圖によるに、豊島江戸は、秩父六郎將恒が子より別れて、同じ流の家なれば、かくまたしき者とはいへるなり、東鑑に云、治承四年九月二十八日丁丑、遣御使被召、江戸太郎重長、依景親之催、按に、景親は大庭三郎なり、逐石橋合戰、雖有其謂、守令旨可奉、相從、重能有重折節、在京於武藏國當時、汝已爲棟梁、專被恃思、食之上者、催其便宜勇士等、可豫參之、由云々、又云、十月五日甲申、武藏國諸雜事等、仰在廳官人并諸郡司等、可令致沙汰之間、所被付、江戸太郎重長也云々、是らによれば、重繼重長江戸の地を一圓に沙汰せしこと見るべし、その後上杉家武藏國を領せしかば、かの家人等が所領江戸の地にあまたありしと見ゆ、長祿文明のころは、太田入道道灌、江戸の城にありて、この所を指揮せり、道灌卒してのち、北條氏當國の半を領せし時、江戸の地は又かの家人等が領知となれり、されどむかしより江戸と稱する所、何の地までをさして云しや、詳なるを去らず、北條家の分限帳を見るに、荏原郡六郷大森の邊、多磨郡泉村のあたり、豊島郡練馬村、赤塚村、志村、岩淵村、十條村、尾久村、石濱村、石原村、牛島をかけて、皆江戸のうちとせりし、永祿のころかくいへば、ふるき世もおほやうおしてゑるべし、御當代となりては、相傳ふ日本橋より四里四方をさして江戸とすと、その定められし年歴をつまびらかにせず、

〔吾妻鏡〕治承四年九月三日壬子、被遣御書於小山四郎朝政、下河邊庄司行平、豊島權守清元、葛西三郎清重等、是各相語有志之輩、可參向之由也、就中清重於源家抽貞節者也、而其居所在江戸河越